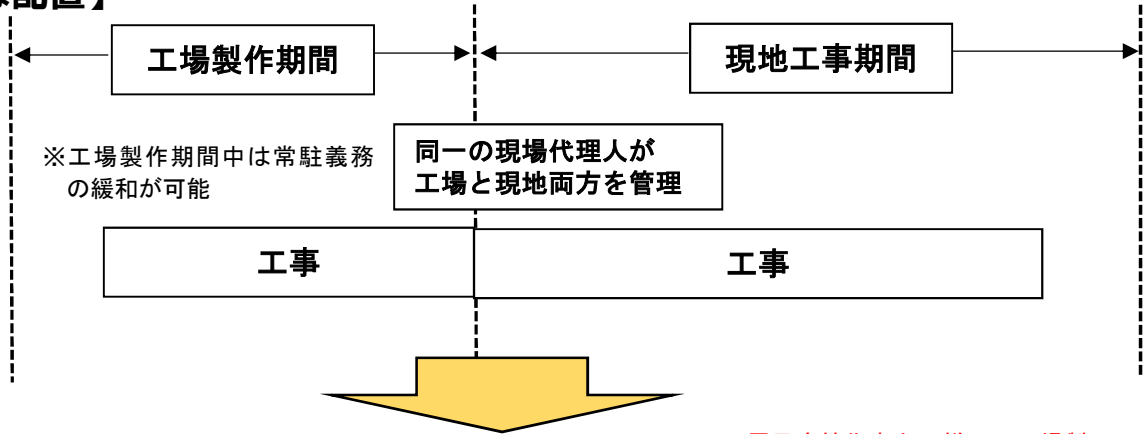


# 工場製作を含む工事における現場代理人の取扱いについて

工場製作期間中の現場代理人について、以下のとおりその取扱いを明確化し、令和4年4月1日以降統一した運用を図ります。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等、工場製作のみが行われる期間があるときは、配置予定技術者と同様に、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる現場代理人を届け出ることができることとし、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人として認めることとします。

## 【一般的な配置】



## 【新たに認める配置】

※配置予定技術者と同様に、工場製作期間と現地工事期間で異なる現場代理人を届け出ることができる

